

事業環境改善に向けた取組について

平成 30 年 5 月 28 日
事業環境改善のための
関係府省庁連絡会議決定

はじめに

我が国の事業環境の改善のため、成長戦略の KPI として、「2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて日本が先進国 3 位に入る。」としているところ、日本の評価は芳しくない状況にある。このため、「世界で一番企業が活動しやすい国」の実現に向けて、ビジネス環境ランキングを掲載している世界銀行報告書¹の評価対象 10 分野それぞれにおいて、我が国のビジネス環境が適切に評価されるよう努めるとともに、世界最高水準のビジネス環境を目指して、以下の取組を行う。

第一に、我が国からの情報発信や適切な調査協力者の推薦などを行うことなどにより、世界銀行の調査に対して積極的に協力し、我が国のビジネス環境が正確に反映されるように努める。

第二に、ビジネス環境の改善に向けた取組として、既に、未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）に基づき、対応方針の検討及び具体化を進めている法人設立、輸出入及び契約執行（裁判手続）の 3 分野に関しては、可能な限り早期に、改善策の実現を図る。

第三に、残りの分野についても、世界最高水準のビジネス環境の実現に向けた課題を特定し、その解決に向けた検討を進め、早期の課題解決を図る。

第四に、歴史的経緯や国家の枠組みの違いなどを乗り越えて、各国がより良いビジネス環境を作り出す取組が促されるよう、適切なメソドロジーを世界銀行に提案し、世界銀行報告書の更なる改善への貢献を図る。

1. 我が国のビジネス環境の正確な反映に向けた取組

（1）世界銀行に対する現行法制度やビジネス実態の説明

世界銀行報告書では、一部で、現行法制度やビジネス実態と異なる情報に基づいた分析がなされており、我が国のビジネス環境について必ずしも適切な評価が行われていない部分もある。このため、世界銀行に対する現行法制度やビジネス実態の説明を充実させ、世界銀行報告書における我が国のビジネス環境

¹ 世界銀行から毎年秋に公表される Doing Business Report を指す。
<http://www.doingbusiness.org/>

の適切な反映に努める。

例えば、平成30年1月には、世界銀行の担当者と内閣官房及び関係府省庁との間でワシントンでの現地面談及びTV会議を実施し、意見交換を行った。

今後も、毎年3～4月頃に世界銀行から依頼される「Reform Update」²への積極的な情報提供や必要に応じたTV会議の実施等を通じて、我が国のビジネス環境が正確に把握されるよう、世界銀行との対話を継続する。

(2) 適切に回答できる調査協力者の推薦

世界銀行報告書は、世界銀行が各国の有識者に配布するアンケート調査票への回答を基に作成されており、調査内容に対して適切に回答できる調査協力者（コントリビューター）が不足している項目では、適切な評価が難しい場合もある。このため、アンケート調査票の内容について知見を有し、的確に調査票の内容に回答できる者を、コントリビューターとして、随時関係府省庁から推薦する。最新の報告書（Doing Business 2018）公表後、既に約60名のコントリビューター候補を推薦しており、今後も必要に応じて、新たなコントリビューター候補を推薦する。

<参考>日本政府から推薦したコントリビューター候補の例

- ・（納税分野）社会保険料の納付手続について回答し得る者として、社会保険労務士を推薦
- ・（契約執行分野）裁判官用の電子案件管理ツールの有無等を回答し得る者として、裁判官を推薦

(3) 調査票の和訳等の配布

コントリビューターへ配布されるアンケート調査票はすべて英語であることから、コントリビューターによっては適切な回答が難しい場合がある。このため、言語の障壁を極力取り除き、正しい理解の下でコントリビューターが回答できるよう、世界銀行と協力して、調査票等の和訳を配布する。平成30年2月～3月にかけては、世界銀行の評価対象となっている全分野の調査票に加え、一部の分野のメソドロジー³を和訳して、コントリビューターに配布した。

² 世界銀行報告書の発行前年夏から当年夏までに行われた又は行われる予定の改革に関する各国からの情報提供を指す。

³ 世界銀行報告書において用いられている調査・評価方法を指す。10分野それぞれについて、調査・評価対象項目やスコアリング方法の詳細が解説されており、ウェブサイト上で公表されている。コントリビューターが調査票に回答する際に参考となり、調査票には記載されていない情報が含まれる。

<http://www.doingbusiness.org/methodology>

今後も同様の取組を継続することで、より正確な我が国のビジネス環境の評価を目指す。

2. 事業環境改善に向けた具体的な取組

(1) 法人設立オンライン・ワンストップ【法務省、財務省、厚生労働省、総務省、内閣官房（IT 総合戦略室）】＜法人設立＞

世界銀行報告書では、法人設立に要する手続数や所要時間等が評価対象となっている。これに鑑み、手続のオンライン化とマイナポータルを活用したワンストップサービスにより、法人設立手続を「手続数 1、所要時間 1 日」で実施できる環境を整備することとし、以下の取組を実施する。

- ・ 平成 31（2019）年中の印鑑届出の任意化を実現するための法改正に向けて取り組む。
- ・ 世界銀行の調査時期を念頭に、可能な限り早い段階の報告書で評価されることを目指し、平成 31（2019）年度中に、登記後の手続をワンストップで完了できるように必要な準備を進める。
- ・ 平成 32（2020）年度中に、登記手続も含め、全手続をワンストップで完了できるように必要な準備を進める。

(2) 裁判手続等の IT 化【法務省】＜契約執行＞

世界銀行報告書では、裁判手続の IT 化や時間やコスト等が評価対象となっている。これに鑑み、司法府による自律的判断を尊重しつつ、民事訴訟のオンラインでの申立て等を実現することとし、法務省は、必要な法整備の実現に向け、平成 31（2019）年度中の法制審議会への諮問を視野に入れて速やかに検討・準備を進める。また、法務省は、民事訴訟のオンラインでの申し立て等の実現に向けたスケジュールについては、司法府の自律的判断を最大限尊重し、その環境整備に向けた検討・取組を踏まえた上で、平成 31（2019）年度中に検討する。

(3) デジタル・ガバメントの推進

i) 不動産取引関連サービスのデジタル化

① 登記時の添付書類（売主の印鑑証明書）の削減【法務省、内閣官房（IT 総合戦略室）】＜不動産登記＞

世界銀行報告書では、不動産登記に要する手続数等が評価対象となっており、その中に法人が売主となる場合の登記申請の添付書類として、当該

法人の印鑑証明書を取得する手続が含まれている。不動産登記時に、当該法人の印鑑登録が行われている法務局以外で登記を申請するには、別途法務局で印鑑証明書の交付を受け、登記を申請する法務局に当該法人の印鑑証明書を提出する必要がある。

これに鑑み、不動産登記手続を簡素化し、異なる法務局間での法人の印鑑証明書の添付を不要とすべく、実務における課題等を洗い出した上で、平成 31（2019）年度内に情報システムの改修及び運用開始を行い、平成 32（2020）年秋に公表されるランキングへの反映を目指す。

② 不動産取引における電子契約の活用に向けた環境の整備【法務省、総務省、国土交通省、内閣官房（IT 総合戦略室）】〈不動産登記、納税〉

世界銀行報告書では、不動産登記に要する手続数及び税・社会保険料の納付回数等が評価対象となっており、不動産取引の契約書に添付する印紙の購入（印紙税の納付）が手続数及び納税回数として計上されている。電子契約では印紙の添付が不要であり、手続数及び納税回数が削減されることを踏まえ、不動産取引における電子契約が一般的な選択肢となるように、以下の取組を行う。

- ・ 法務省及び総務省においては、電子証明書の利便性の向上に関する議論を踏まえつつ、法人及び個人の電子証明書の抜本的な普及を図る。
- ・ 国土交通省においては、法人間売買における IT を活用した重要事項説明の実施について平成 30（2018）年度中に結論を出すとともに、その検討状況を踏まえつつ、不動産取引における IT の活用に向けた周辺環境整備を進め、不動産取引のオンライン化を推進する。

ii) 建設許可関連手続の簡素化（建築関係手続のオンライン化）【国土交通省、環境省、内閣官房（IT 総合戦略室）】〈建設許可〉

世界銀行報告書では、建物の建設に伴う手続数等が評価対象となっている。これに鑑み、建設許可関連手続の一層の簡素化に向けて、各手続の更なるオンライン化を推進し、オンライン化されていない手続について、平成 31（2019）年度中を目処に実施する。また、オンライン化に当たっては、ユーザー・インターフェースの改善やユーザー・エクスペリエンスの向上に留意し、事業者の利便性を向上させる。特に、法人認証基盤の活用や API の公開を検討する。

iii) 税、社会保険関連手続の簡素化、オンライン化、ワンストップ化【財務省、総務省、厚生労働省、内閣官房（IT 総合戦略室）】〈納税〉

世界銀行報告書では、事業者が年間に納付する税、社会保険料の納付回数、所要時間等が評価対象となっている。

これに鑑み、関係省庁は、規制改革推進会議の「行政手続コスト削減のための基本計画」に基づき、国税・地方税・社会保険の手続について簡素化、オンライン化、ワンストップ化の取組を進める。企業が行う従業員に関する手続について、企業から行政機関への情報の重複提供を不要とする仕組みの整備を通じたオンラインでのワンズオンリー化に向けて、企業が提出を要する情報等の棚卸し等を踏まえ、平成 30（2018）年度にロードマップを策定し、必要な取組を着実に推進する。

同時に、世界銀行報告書においては、租税体系等基本的な条件が異なる国々が一律に評価されていること等に鑑み、世界銀行に対するメソドロジー改善提案について、具体的に検討する。

（４）資金調達の円滑化

i）動産担保に関する法的枠組み及び登記制度の整備【法務省】

＜信用供与＞

世界銀行報告書では、動産担保に関する法的枠組みや登記制度等が評価対象となっている。

これに鑑み、法務省は、企業や金融機関からのニーズを踏まえて、法的枠組みや登記制度の整備について、将来的な法改正も視野に入れて検討することとし、平成 30（2018）年度から実務におけるニーズ調査及び法制上の課題に関する検討を行う。

併せて、現行の動産担保に関する制度が果たしている機能について、適切な評価がなされるよう、世界銀行のメソドロジー改善提案について、具体的に検討する。

ii）信用情報の充実（信用情報機関によるクレジットスコアの提供）【金融庁、経済産業省】＜信用供与＞

世界銀行報告書では、信用情報の充実度が評価対象となっており、信用情報機関が付加価値サービスとして、クレジットスコアを提供している場合、加点対象となる。

これに鑑み、金融庁、経済産業省は、民間の信用情報機関における検討状況を踏まえつつ、クレジットスコアのニーズや実現可能性、可能な限り早期のサービス開始を含めて、クレジットスコアの提供の可能性について検討を行い、今後の取組方針について、平成 30（2018）年度中に結論を得る。

(5) 会社法改正（会社法制の見直し）【法務省】＜少数投資家保護＞

世界銀行報告書においては、本年2月に法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会で取りまとめられた中間試案に記載されている事項の一部が評価対象となっている。これに鑑み、少数投資家保護の観点も重要な考慮要素として、同審議会において、会社法制の見直しを進める。

特に、株主総会の招集通知の発送期限については、企業側のみならず、投資家側の意見も十分考慮して検討を進める。また、株主総会の参考書類等の電子提供制度が創設された場合には、電子提供措置の開始日（28日前又は21日前）が株主総会の招集通知の発送日とみなされるように、世界銀行のメソドロジー改善提案を行う。

(6) 輸出手続の改善（港湾・税関・書類手続の改善）【国土交通省、財務省、経済産業省】＜輸出入＞

世界銀行報告書では、陸路と海路を区別せず、港湾・国境通過に係る時間・コストを評価対象としている。このため、総じて海路による輸送の評価が低くなり、主要輸送手段が海上コンテナ輸送である日本の評価も低くなっている。一方、海上コンテナ輸送国で比較しても、日本の評価は最高位ではない。

これに鑑み、関係府省庁は、海路で評価されている国の中で最高の評価を得ることを目指して、IT化などを進めることで、港湾・税関・書類手続の改善を図る。具体的には、AIターミナルの実現に向けた実証事業を平成32（2020）年度まで実施するとともに、その実証事業の結果を踏まえつつ、平成33（2021）年度以降の実装に向けた具体的なスケジュールと取組を検討し早急に結論を得る。また、電子化が進んでいない事業者に向けたIT化支援による迅速化を図る。

併せて、平成30年度に世界銀行のメソドロジー改善の提案を行う。

(7) 司法統計の充実・裁判手続の迅速化

i) 司法統計の充実【法務省】＜不動産登記、契約執行＞

世界銀行報告書では、訴訟実態に関する報告書の作成など、司法統計の充実で対応しうる項目が存在する。司法統計が充実していくことは有益であり、司法府の自律的判断及び取組を尊重する必要があることを踏まえつつ、法務省は、裁判手続等のIT化の実現に必要な制度的手当ての検討・準備を進めることにより、IT化を通じた統計事務の効率化に資する必要な措置を講ずる。

ii) 裁判迅速化【法務省】＜不動産登記、契約執行＞

世界銀行報告書では、裁判手続に要する時間等が評価対象となっている。これに鑑み、裁判手続の IT 化によって、不動産に係る紛争処理時間、訴訟提起から判決・執行までの期間の短縮の実現につながる可能性があることから、法務省としては、司法府の自律的判断及び取組を尊重する必要があることを踏まえつつ、裁判手続等の IT 化の実現に必要な制度的手当ての検討・準備を進め、必要な措置を講ずる。

iii) 裁判手続の更なる IT 化【法務省】＜契約執行、破綻処理＞

世界銀行報告書では、訴訟提起から判決までの時間に加えて、執行に要する時間も評価対象となっている。また、破綻処理については、現行の世界銀行のメソドロジーでは IT 化は加点対象になっていないが、他の項目では IT 化が評価対象になっているものが見られるため、将来的に破綻処理手続の IT 化が評価対象に追加される可能性は否定できない。

これに鑑み、民事執行手続についても、司法府の自律的判断や取組を尊重しつつ、法務省は、民事訴訟全般の IT 化の検討を踏まえ、その成果を活かした検討を進める。また、倒産手続に関しては、司法府の自律的判断や取組を尊重しつつ、法務省として、民事訴訟全般の IT 化の検討結果を待たずに、現行法下でのプラクティスの在り方を基本とする IT 技術の活用について検討を進める。

3. メソドロジーの改善提案

財務省、外務省、関係府省庁は、連携して、メソドロジー改善の具体的な提案を検討し、世界銀行と意見交換を行う。